「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの改正案」に関する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
〇ガイドライン全体に関する御意見		
1	本改正案について、下記の通り意見を提出させていただきます。 1．バイオマス証明書への記載事項 （1）改正案では、「輸入段階の証明書については適切に分別管理を行っている旨を記載すると共に持続可能性（合法性）が証明されたものであることを示す書類の写しの添付等をすること」とあります。また、未定稿の解説「R8.4月「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」改訂について」では、7ページ輸入段階の証明書として「2.森林認証などの根拠書類の添付」とあります。これらの「持続可能性（合法性）が証明されたものであることを示す書類の写し」や「森林認証などの根拠書類」とは具体的に何を意味するか、明示するべきだと考えます。こちらは森林認証それ自体は輸入材に関する製造供給・流通事業者に対する認証制度であり、輸入材（製品）の持続可能性（合法性）を示す手段としては不適格との見解に基づく意見です。 （2）同解説9ページにおいても、「認証制度で認められた木材である旨を示す書類」との記載がございますが、輸入材の製造供給者の森林認証証明書（の写し）をもって輸入材の持続可能性（合法性）を証明できると解釈可能か、明確にすべきです。 2．輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明方法 （1）未定稿の解説「R8.4月「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」改訂について」ではP9森林認証制度に基づく証明として、「次の認証制度で認められた木材である旨を示す書類の写しを添付」と記載されています。この場合、上記の書類の写しを添付するのみでは証明者は持続可能性（合法性）を証明できると解釈できるのか明確にすべきです。つまり、持続可能性（合法性）の証明方法は認証制度に全面依拠し、輸入事業者が個別企業として独自判断することは不要となり得るのか、明確にすべきではないでしょうか。	御意見を踏まえながら、改正されたガイドラインに基づき適切に証明書が発行されるよう努めてまいります。
2	輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明方法(2)について、持続可能性（合法性）に関する項目の監査ができると客観的に判断できる機関（例：日本ガス機器検査協会）であれば、任意の機関を選定してよいという理解であっているか。	貴見のとおり。
3	1：ライフサイクルＧＨＧ情報については木質バイオマス発電所のためのデータの提供であり、高齢化や過疎化に悩んでいる川上側にとっては、新たな事務負担は負荷が大きいため、本取組の受益者である発電所またはガイドラインの執行者である林野庁が費用に係る補助又は資金提供をすべきと考える。 2：木質バイオマスのガイドラインでは、木材市場やチップ工場には分別管理した材のトラックへの２つ以上の同時積載を認めているが、川上の素材生産販売事業者には認めておらず不公平と考える。素材生産販売事業者についても、分別管理された材のトラックへの同時積載を認めるべきである。 3：林野庁が所管する「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」と「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」があるが、合法性ガイドラインについては、改正ＣＷ法で合法証明の手続きが法制化されたところである。このため、両ガイドラインの運用に当たっては、ＣＷ法の1樹種、2伐採地域、3証明書等の考え方、表記等を統一されるようお願いする。 4：我が国では、木質バイオマス発電に係るライフサイクルＧＨＧ情報は、素材生産販売事業者からの情報の連鎖で発電所が計算することになるが、海外では、川上側も既定値が利用されているのではないか。日本だけが細部の情報を必要とし、川上側に過度の負担を与えていると考えられる。輸入材についても、既定値ではなく実測値のライフサイクルＧＨＧが算出できるものだけを対象にすべきである。	実態を踏まえながら、引き続き公正なガイドラインの運用に努めてまいります。
〇バイオマス発電に関する御意見		
4	「輸入木質バイオマス」の持続可能性、などと言っているが、 わざわざ海外から輸入している時点で、持続可能ではないだろう。 売れずに困っている国産間伐材と、比較した上で 言ってもらいたい。 長年の 環境問題をないがしろにした政策のせいで、日本の山林は 管理も行き届かない針葉樹が 行き場の無いまま放置されて、水源確保の為の 広葉樹への植え替えも 進まない状況だ。 なぜ「輸入」にこだわるのか、二酸化炭素排出規制を、海外に押し付けたいだけにしか思えない。 まず 国産材の利用を進め、山林のサイクルを産み 潅木への植え替え、花粉問題の解消を図るべきだ。 大手輸入商社ではなく、日本の林業に 支援をすべきだろう。	
5	【意見の対象】 バイオマス燃料の持続可能性確認基準およびライフサイクルGHG算出方法の見直しについて 【意見の要旨】 本案は「天然林の植林地転換」を事実上許容しており、パリ協定や2050年ネットゼロ目標と完全に矛盾する。バイオマス発電を「熱電併給」かつ「他用途のない廃棄物」に限定し、森林減少を伴う燃料はFIT/FIP制度から即刻排除すべきである。 【具体的な批判ポイント】 「森林減少（Deforestation）」の定義が甘すぎる 批判：案では「法的に適切に管理された植林地」であれば持続可能としているが、インドネシア等では「天然林を皆伐して植林地を作る」こと自体が法的に許可されている場合がある。 主張：法的な手続きの有無に関わらず、「天然林・二次林を伐採して植林地へ転換した土地」に由来する燃料は、いかなる認証があっても制度の対象外とすべきである。 ライフサイクルGHG算出における「炭素負債」の無視 批判：現在の算出式は燃焼時の排出をゼロとし、輸送や加工の排出のみを重視している。しかし、天然林を伐採した際に失われる土壌や樹木の炭素貯蔵量（炭素負債）が考慮されていない。 主張：土地利用変化（LUC）に伴う炭素放出をGHG算定に厳格に組み込むべきである。石炭火力よりも排出が多い「偽りの再エネ」に、国民の負担である賦課金を投じるべきではない。 「熱電併給（CHP）」への限定欠如 批判：発電効率が30%程度と極めて低い「発電専用」の施設を依然として認めているのは、資源の浪費である。 主張：貴重な森林資源を燃やすのであれば、エネルギー効率が80%を超える「熱電併給（CHP）」施設、かつ地域熱利用が確立されている案件に限定すべきである。 「カスケード利用（廃棄物優先）」の形骸化 批判：建材や家具に使えるような木材までが、エネルギー利用のために伐採・輸入されている現状を放置している。 主張：バイオマス燃料は、製材端材や下水汚泥、食品廃棄物などの「真の廃棄物」に限定すべきである。発電のために新たに木を伐る（燃料専用の植林）モデルは、資源循環の原則に反する。 5. 第三者認証（特にSBP等）の限界とデューデリジェンスの欠如 批判：案では第三者認証（SBP、FSC、PEFC、GGL等）の取得を「持続可能性の証明」としているが、認証は万能ではない。特に、木質ペレット業界主導のSBP（Sustainable Biomass Program）認証は、天然林の皆伐を伴う土地利用変化や炭素負債の評価が著しく甘く、欧州の環境NGOからも「森林破壊を隠蔽するラベル」として厳しく批判されている。 現状：インドネシア等の熱帯林地域においては、SBP等の認証取得済み事業地であっても、直前の天然林皆伐や住民の合意形成不備（FPICの欠如）が報告されている事例が明白にある。 主張：SBPを含む特定の認証取得のみをもって「持続可能」と見なすべきではない。行政はこうした「業界寄り」の認証基準に依存せず、衛星データや現地NGO、地域住民の声を独自の審査基準に組み込み、実態を伴わない事業を排除すべきである。	今般の改正は、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」でFIT/FIP制度に適合する輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明について、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に代えて林野庁「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」を参照するという見直しによるものです。 FIT/FIP制度におけるバイオマス発電事業については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて行われる専門的・技術的な議論を踏まえ、資源エネルギー庁において検討が進められていると認識しています。林野庁は木質バイオマスの生産や流通、国産材の活用といった森林・林業政策を所管する観点から、引き続きワーキンググループの議論へ貢献して参ります。
6	もともとあった豊かな森を切り開いて作る燃料を、地球にやさしい「再エネ」と呼ぶのはやめてください。バイオマス発電は、ゴミとして捨てられるものだけを使い、電気だけでなく「熱」も無駄なく使うものだけに限定してください。	
7	木々も人間と同じ、いのちある存在です。森林伐採の基準はもっと厳しく設定しなくてはなりません。自然環境を破壊してから再生をするのは、想像を超えて難しいことです。慎重さが足りません。	
8	１．「森を壊していない」の基準が甘すぎます もともとあったジャングルや森を全部切って、新しく「木を植えるための畑」に変えることは、立派な「森林破壊」です。たとえその国の政府が「切っていいよ」と言っていても、一度壊した森はすぐには元に戻りません。もともと豊かな森だった場所から来た燃料は、絶対に認めないでください。 ２．木を燃やすときに出るCO2をちゃんと計算してください 木を燃やして電気をつくるとき、実はたくさんのCO2（地球を熱くするガス）が出ています。今のルールでは「木を植えれば、将来CO2を吸ってくれるからゼロになる」と言っていますが、吸い取るまでには何十年もかかります。今すぐCO2を減らさないといけないのに、これでは地球温暖化を早めてしまいます。 ３．エネルギーを無駄にしないでください 今の大きな発電所は、電気をつくるだけで、残りの半分以上の熱をそのまま捨てています。これは、せっかくの木の命を無駄にしているのと同じです。電気をつくるだけでなく、そのときに出る「熱」もお風呂や工場の温水として全部使い切るような、無駄のない仕組みだけにしてください。 ４．わざわざ木を伐るのではなく、余ったものだけ使ってください バイオマス発電は、家をつくった後の余りクズや、食べ残しのゴミなど、本当なら捨ててしまうものだけを燃やすべきです。電気をつくるために、わざわざ遠い国の森の木を伐って運んでくるのは、順番が逆です。 ５．「マーク（認証）」があるから安心、と思い込まないでください 「これは良い木です」というマークがついている燃料でも、実はこっそり森を壊していたり、そこに住む人たちの暮らしを壊していることがあります。書類やマークだけを信じるのではなく、現地の本当の様子をしっかり調べて、ダメなものはダメだとはっきり言ってください。	
9	発電の為にわざわざ外国の木を切って輸入するのは止めて下さい。捨ててしまうものだけを使って下さい。 また発電時にCO2が発生します。今すぐCO2を減らさなければいけないのに、植林して木が成長するまでに時間がかかり過ぎます。 以上	
10	【意見の対象】 バイオマス発電のルール（木を燃やして電気をつくるルール）の見直しについて 【意見の要旨】 もともとあった豊かな森を切り開いて作る燃料（木くず）を、地球にやさしい「再エネ」と呼ぶのはやめてください。バイオマス発電は、ゴミとして捨てられるものだけを使い、電気だけでなく「熱」も無駄なく使うものだけに限定してください。 【具体的な意見】 １．「森を壊していない」の基準が甘すぎます もともとあったジャングルや森を全部切って、新しく「木を植えるための畑」に変えることは、立派な「森林破壊」です。たとえその国の政府が「切っていいよ」と言っていても、一度壊した森はすぐには元に戻りません。もともと豊かな森だった場所から来た燃料は、絶対に認めないでください。 ２．木を燃やすときに出るCO2をちゃんと計算してください 木を燃やして電気をつくるとき、実はたくさんのCO2（地球を熱くするガス）が出ています。今のルールでは「木を植えれば、将来CO2を吸ってくれるからゼロになる」と言っていますが、吸い取るまでには何十年もかかります。今すぐCO2を減らさないといけないのに、これでは地球温暖化を早めてしまいます。 ３．エネルギーを無駄にしないでください 今の大きな発電所は、電気をつくるだけで、残りの半分以上の熱をそのまま捨てています。これは、せっかくの木の命を無駄にしているのと同じです。電気をつくるだけでなく、そのときに出る「熱」もお風呂や工場の温水として全部使い切るような、無駄のない仕組みだけにしてください。 ４．わざわざ木を伐るのではなく、余ったものだけ使ってください バイオマス発電は、家をつくった後の余りクズや、食べ残しのゴミなど、本当なら捨ててしまうものだけを燃やすべきです。電気をつくるために、わざわざ遠い国の森の木を伐って運んでくるのは、順番が逆です。 ５．「マーク（認証）」があるから安心、と思い込まないでください 「これは良い木です」というマークがついている燃料でも、実はこっそり森を壊していたり、そこに住む人たちの暮らしを壊していることがあります。書類やマークだけを信じるのではなく、現地の本当の様子をしっかり調べて、ダメなものはダメだとはっきり言ってください。	
11	私は自然と環境を深く大切に思う、一般市民です。 木質バイオマス発電に関するFIT制度について、強い懸念と怒りを持ってこのメールをお送りしています。 現在、日本のバイオマス発電に使われる燃料の約8割が輸入木質ペレットです。その原料は、カナダのブリティッシュコロンビア州やインドネシアの熱帯林。何百年もかけて育まれた原生林です。 「再生可能エネルギー」という名目のもと、取り返しのつかない森林破壊が今この瞬間も続いています。 木質バイオマスを燃焼した際のCO2排出量は石炭よりも多く、その排出分を森林が吸収し返すには数十年から数百年を要します。それをカーボンニュートラルとみなし、国民の電気料金から補助金を出し続けることは、科学的にも倫理的にも正当化できません。 森が失われれば、洪水が増え、生物が絶滅し、土壌が死にます。それは経済的損失どころか、人類が生きていく基盤そのものの喪失です。古来、日本人はそのことを知っていたはずです。 私はすでにこの問題に関する署名活動にも参加しました。同じ思いを持つ市民は、確実に増えています。 以下を強く求めます。 ・原生林由来の木質ペレットをFIT制度の対象から除外すること ・バイオマス燃料の調達源に関する情報を完全に開示すること ・カーボンニュートラルの認定基準を科学的根拠に基づき厳格に見直すこと 経済の論理だけで、取り戻せないものを失わないでください。 この訴えを、どうか真剣に受け止めていただけますよう、お願い申し上げます。	

12	1．証明書の採用として、「間伐材由来か一般木質であるか」ではなく、「森林を伐採してできたものではない」ことを記載してください。「間伐材」も、それが間伐材であるか否かは伐採者の裁量で決まってしまうものであり、基準としては容認できません。 2．木を燃やすときに出るCO2をちゃんと計算してください。木質バイオマスも結局は、自然界由来の炭素を燃焼させてエネルギーを取り出すものです。性質として石炭となんら変わるものではありません。 「木を植えれば、将来CO2を吸ってくれるからゼロになる」と言うのであれば、植林計画を示して、それによってどのくらいのCO2が、何年間で固定できるのか、実際の計画を示してください。 3．わざわざ木を伐るのではなく、余ったものだけ使ってください。バイオマス発電は、家をつくった後の余りクズや、食べ残しのゴミなど、本当なら捨ててしまうものだけを燃やすべきです。
13	森林認証制度に基づいていれば問題ないことを前提にしているが、実際にはそうではない。 例えば、SBP認証は天然林の皆伐を伴う土地利用変化や炭素負債の評価が著しく甘い。 信頼できる認証制度がそもそも存在しているかすら疑問のため、 それを用意できるまでは木質バイオマス発電自体を見合わせるべきである。
14	貴重な動植物が生息している森林の伐採ではなく、計画的に植林管理されている森林の木材や本来廃棄されるべきものを焼却することでの発電に限定してください。 輸送に伴う環境への影響を考慮して、海外からの木材は使用を厳しく制限し、まずは国内の森林に限定してください。
15	再エネと称してメガソーラー設置のために森林が切り拓かれていますが、その余った邪魔な木材にもできない木々をバイオマス燃料として団体利権に組み込むということになりませんか？ また、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、輸入木質バイオマスかであるかの旨を記載した書類の添付に何の意味があるのでしょうか？ どの種類であっても発電に利用しないという訳ではありませんよね？あるいは手数料を徴収するのですか？ 良い方向へ改定することには賛成ですが、内容がガバガバすぎます。途上国で農地開拓のために伐採された木々を買い取って支援に充ててもらうという想定かもしれませんが、木々そのものを商品にし、結果、伐採のみが加速するという未来しか見えません。
16	豊かな天然林や外来種の植林地を燃料供給源とすることを再生可能エネルギーとして認めるべきではありません。森林破壊の定義を厳格化し、現地の政府許可がある場合でも原生林や高保護価値のある森林を転換した燃料の使用は一切認めないでください。現状の炭素会計では燃焼時の排出が無視されていますが、再吸収までに数十年を要するバイオマス燃焼は実質的な排出増であり、温室効果ガス削減の即時性に欠けるため算定基準を是正すべきです。また、発電のみで排熱を捨てる大規模発電は資源の浪費であり、熱電併給によりエネルギーを無駄なく使い切る仕組みのみを認定対象としてください。燃料調達についても、発電のために遠方の森を伐採して運搬するのではなく、建設廃材や未利用の廃棄物等、真に捨てるべきもののみを利用する形態に限定してください。ガイドライン改訂、厳格化は評価できる。しかし第三者認証制度については、書類上の適合確認だけでなく、現地の生態系や居住者の生活環境への影響を実地で厳格に調査し、不適切な燃料を徹底的に排除する運用を強く求めます。特に、伐採から運搬、消費に至るまでの全工程において、偽造不可能なトレーサビリティシステムによる追跡を義務化し、定期的な現地への立ち入り検査を必須としてください。もし不正な燃料混入や虚偽報告が発覚した場合には、認定の即時取り消しや高額な罰金、賦課金返還命令などの厳しい罰則を科すことで、制度の透明性と信頼性を確保することを強く要望いたします。
17	もともとあった豊かな森を切り開いてバイオマス発電は認めないでください。バイオマス発電は、ゴミとして捨てられるものだけを使い、電気だけでなく「熱」も無駄なく使うものだけに限定してください。
18	木材を燃料ではなく建築材として利用し、日本の建築１００％国産化を目指してください。 燃料にするのは、建築材加工の過程で出るゴミと、木を大きく育てる際の間伐だけに、厳重に限定してください。 木は保水、土砂拡散防止、酸素供給と、人類全体の財産です。安直な利益は排除し、２００年後に使用可能な木を育ててください。バイオマスなど、もってのほかです。
19	電気をつくるときに発生する熱も活用できるような技術、政策にするべきだと思います。
20	【意見の概要および理由】 再生可能エネルギーおよびバイオマス事業のコンサルタントとしての現場知見、ならびに各地の大学・研究機関との実証調査に基づく分析を踏まえ、本改正案に対する基本賛同と、今後の制度設計に関する5点の追加要望、および国への総合的な提言を提出いたします。 1.改正案への基本賛同および、現在のバイオマス発電政策の「本末転倒」な実態の是正 今般のガイドライン改正案において、輸入木質バイオマスに対する持続可能性の証明（GHG排出削減等）の厳格化が組み込まれた方向性を高く評価いたします。 そもそも、バイオマス発電政策の原点は、間伐を促進して木材単価を上げ、国内の林業・製材業を活性化させることにありました。しかし実態は、未利用材の激しい争奪戦を招き、建築用としてカスケード利用されるべき「A材」すらもが燃料として燃やされるという本末転倒な事態が生じています。結果として、木造化の推進や国産木材の価格向上という本来の目的は達成されていません。今回の厳格化を機に、真の脱炭素と林業振興に資する制度への軌道修正を強く求めます。 2.欧州「RED III」に準ずる地産地消・熱利用シフトへの抜本的転換 バイオマス発電はエネルギー変換効率が極めて低く（20から30%程度）、膨大な燃料を集めるための広域集材が必要となります。その結果、莫大な輸送料だけで事業経営が圧迫され、実際には木材生産や再造林への資金還元（貢献）に繋がっていないのが現実です。 欧州の再生可能エネルギー指令（RED III）を見ても明らかなように、今後のバイオマス政策の主軸は、輸送距離・量を低く抑え、森林の持続可能性に配慮できる関係性の中で実行可能な「バイオマス熱利用・熱電併給（効率80%以上）」へと移行するべきです。単純な発電利用を抑制し、地域の熱需要と結びついた事業へ強力なインセンティブを付与する施策を要望いたします。 3.産業熱利用のボトルネック解消に向けた、バイオマス蒸気ボイラ等の国内機器開発・普及（急務） 熱利用シフトを進める上での根本的な問題として、産業熱利用を促進するためのハードウェア、とりわけ「バイオマス蒸気ボイラ」の国内における開発・普及が決定的に遅れている点が挙げられます。欧州においては既に技術が確立されており、年間に数万台規模で生産・導入されています。決して模倣困難な複雑な技術を要するわけではないにもかかわらず、国内で同等水準の機器すら製造・普及できていない現状は、これまでのエネルギー政策および産業政策の明らかな失敗と言わざるを得ません。 我が国の産業部門における脱炭素化を実効性あるものにするためには、せめて欧州並みのバイオマス燃焼機器市場を国内に創出することが不可欠です。国を挙げた技術開発・海外技術の導入支援、および産業用熱利用設備に対する強力な推進策を急務として講じるべきであると考えます。 4.国際基準（SBT/TCFD/TNFD）に整合した省庁横断的な森林管理の推進 現在の日本国内のバイオマス発電政策は、グローバル企業に求められるSBT認証や、TCFD・TNFDといった気候・自然資本に関する国際的な情報開示枠組みと到底整合していません。特に、SBT-FLAG（森林・土地・農業ガイダンス）の原則においては、土地利用変化やバイオマス燃焼に対する評価が極めて厳格化されています。 国は「森林内における炭素ストックを純増させうる森林管理」を早急に定義・実装するため、林野庁単独の施策に留めず、環境省・経済産業省と連携の上、国際基準に準拠したルールメイキングと対策を急ぐべきです。 5.代替資源の活用促進と、地域文化（森林空間サービス）との総合的再生 国内木材の需給逼迫リスクを補うため、都市部の河川刈草や可燃ごみ等の「未利用廃棄物」をエネルギー化する際の評価（GX-ETSやJ-クレジット連携）を柔軟に行える制度設計を要望いたします。併せて、バイオマス資源を都市、または都市周辺域で生産することも必要です。河川提体、高速道路擁壁など、未利用の空間に1年草ないしは、短期に成長する樹木などを植えて、定期的に収穫することで、容易に調達可能なバイオマスの量を増やすだけでなく、植物による土壌の固定効果によって防災にも役立て、かつ生物多様性の促進にもつなげることが望ましいと考えます。 また、バイオマス利用の適正化と併せて、日本古来の宗教・地域の祭祀、食、農業といった文化遺産と連携した「森林空間サービス（観光や健康増進等）」を推進し、エネルギー供給のみに依存しない、多様な付加価値を持つ森林・地域産業の総合的再生を国として後押しすることを、林野庁・農水省・文化庁・環境省・観光庁など省庁横断的な取組の中で達成することを求めます。 【結び：規制強化がもたらす副作用の回避と、政治の意思による総合的シナジーの創出】 結びとして強調したいと存じます。重要なのは、林業振興や製材業をむしろ後退させる現在のバイオマス発電を温存するのか、それとも、いま手当されていない林地が適切に間伐されるよう誘導し、林業の活性化と生物多様性の回復に努めるべきなのかを、国として根本から検証することです。 今回のガイドライン改正により、単純に輸入バイオマスを制限すれば、その圧力は必然的に国産材に向かい、国産材価格をさらに押し上げます。その結果、環境負荷が高く低効率なバイオマス発電事業が成立しにくくなり、事業閉鎖を余儀なくされるのは（真の脱炭素の観点からは）むしろ好ましいかもしれません。しかし、そのことによって、従来それらの発電事業を当てにしていた林業までもが、確実に連鎖的な廃業に追い込まれるでしょう。 それを避けるには、改めて「持続可能な熱利用」に焦点を当てて、森林と利用側の関係性を地域で結びなおす政策的誘導が不可欠です。今回の規制改正は、「ある問題」を解決し得ますが、国内林業の崩壊という「別の重大な問題」を新たに生じさせる危険性を孕んでいます。この連鎖的な崩壊を回避し、熱利用への軟着陸を図るためにも、改めて本意見書における提言を注視いただきたいと存じます。 バイオマス熱利用は、水素やアンモニアのように社会実装に向けて長期的な視点や技術的ブレイクスルーを要するものではなく、「今すぐ実行可能なソリューション」です。これを全国規模で実行できるかどうかは、ひとえに「政治の意思」のみにかかっています。現状、バイオマス熱利用を促進するための国の補助事業等は極めて限定的です。真に我が国の脱炭素を実現するのであれば、単なるエネルギー政策の枠組みを超え、バイオマス熱利用を強力なテコとして、産業の脱炭素化、資源循環、生物多様性の回復、企業のESG対応、そして地域振興までのシナジーを明確に意識した、省庁横断的かつ大胆な施策の実行を強く要望いたします。
21	「持続可能」を目指しているのに海外から木質バイオマスを輸入するなら現在の火力発電と変わらないのではないか 植え替えれば確かに再生するが、エネルギーのために燃やすのは一瞬、森が再生するには何十年とかかるのであれば、CO2の排出と吸収のバランスが取れないのではないか 認証マークをつければ環境にいいと本当に言えるのか 例えば発展途上国が木を売りたいがために「開発」と言って伐採を許可した場合も認証マークが取れてしまうのではないか 認証マークをつけるのではなく間伐材のみという方向で考えたほうがいいのではないか
22	バイオマス発電はカーボンニュートラルな再生エネルギーではありますが、その言葉通りに、真のカーボンニュートラルな再生エネルギーであるべきです。 バイオマス発電というと、木（木くず）が挙げられると思いますが、もともとあった豊かな森を切り開いて作られたのであれば、なんの意味も持たず、かえって森林破壊を起こして、CO2を減らすことを妨げるだけです。 「これは良い木です」という「マーク（認証）」があるから安心、大丈夫とそれだけで絶対に決めてしまわないでください。マークが付いている燃料でも、実はこっそり森を破壊していたり、現地の人たちの暮らしを壊していることがあると報告されています。認証マークや書類だけで決めるのでなく、現地に赴き、現地の本当の様子をしっかり調べてから、本当に使用しても良いものだけを選択してください。 「カーボンニュートラル」ですが、木を燃やして電気に変えるには、たくさんのCO2が排出されます。植樹すれば、そのCO2を木が吸収されるから、カーボンニュートラルということになるのでしょうが、木がCO2を吸収するには、何十年もかかってしまい、それではCO2を減らすのに、間に合わず、かえってCO2を増やすことになりかねません。 なので「再生エネルギー」には、木よりも、 家をつくった後の余りクズや、食べ残しのゴミなど、本当なら捨ててしまうものだけを使用するべきです。 その上、「再生エネルギー」は、大きな発電所によっては、電気を作っても、半分以上の熱を捨ててしまっています。電気を作る際に出るせっかくの熱も、無駄なく使うような、例えば、お風呂を沸かしたり工場で使う温水にしたりと、無駄を出さない仕組みを作ってください。 私達の大切な未来がかかっています。我々人間だけでなく、そこに生きている動物達にとっても、大変重要なことです。 どうか森林破壊、環境破壊を招くようなことがないよう、しっかりとしたガイドラインの改正をお願い致します。
23	箇所 2　改正内容 ○輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明方法に関する規定の整備 意見 １．輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に関し、最低限、第35回バイオマス持続可能性ワーキンググループ（WG）で議論された内容を規定に入れるべきである*1。 具体的には、 環境／土地利用への配慮／ 炭素ストックや生物多様性への影響に留意し、原則として、森林が他用途に転換されないこと、及び一定時期以降に原生林等の保護価値の高い土地が植林地に転換されないこと。 土壌の過剰な浸食や流出を回避し、土壌の質や環境的な価値を保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとすること。 温室効果ガス等の排出・汚染削減　／ 中長期的に炭素ストックを維持又は増加させるための計画や、森林施業等に伴う温室効果ガス等の排出、水質等への影響を回避・管理するための計画が策定され、実施されるものとすること。 生物多様性の保全 ／ 希少種や絶滅危惧種の生息地など高い保護価値を有する地域を特定し、これらを保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとすること （以下略） さらに今後、WGにおいて、「原生林」や「希少種や絶滅危惧種」の具体的な定義や照明方法を議論し、本ガイドラインを刷新していくべきである。 ２．（１）で挙げられている認証制度では、原生林由来の木材利用を阻止できないなど、これらの認証の取得をもって輸入木質バイオマスの持続可能性を担保するには十分ではないと考えられる*2。よって、（１）あるいは（２）をもって持続可能性が担保できない可能性があり、１．？4. の規定を加えるべきである。 ３．木質ペレット工場の情報公開 　現在、FITによる木質バイオマス発電で使われている木質ペレットには、生産されたペレット工場において深刻な公害が生じているものが含まれている*3。 　木質ペレットがいつ、どこの工場で生産されたかの情報を公開されれば、当該ペレット工場や周辺での森林の状況について広く情報を得ることが可能になり、より少ないコストでの持続可能性の確認が容易になると考えられる。2024年4月以前は、PKSについてパーム油搾油工場の情報が公開されており、その点でも現実的な対策だと考えられる。 ４．FITバイオマス発電において天然林由来の木材を原則対象外とする 　バイオマスはカーボンニュートラルとされてきたが、実際にはそうではない。特に天然林を皆伐しその木材をバイオマス発電の燃料とする場合、土壌中から膨大なGHGが排出されるが、現在の制度ではカウントされていない。その後、植林されても元の炭素蓄積は長期間回復しない。 　よって、FITにおいては、短期間（少なくとも20年以内）の炭素蓄積の回復が示されない限り、天然林由来の木材を原料とする燃料は、原則対象外とするのが妥当だと考えられる。天然林を伐採してバイオマスエネルギーとして利用するよりも、森林生態系を維持し、森林蓄積が維持・拡大することによる気候変動対策効果が高いことが、IPCCのレポートでも示されている*4。 5.以上の点は、2021年以前に認定された、一定の猶予（準備）期間の後、既認定案件に対しても適用すべきである。 以上 ＜参考資料＞ ＊１　第35回バイオマス持続可能性ワーキンググループ資料１　p42 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/pdf/035_01_00.pdf ＊２　レポート『持続可能なバイオマスプログラム：持続不可能なものを認証する』 https://www.gef.or.jp/news/info/250731sbpreport/ ＊３ ＊https://www.gef.or.jp/news/event/241210biomasspellet_violation/ https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S2667010024001902 ＊４　p47　図 SPM.7：緩和オプションの概要と、2030年におけるコストと可能性の推定範囲 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global2/about_ipcc/202310ipccwg3spmthirdversion.pdf

24	意見１：情報公開内容 基礎的な情報として、「木材等の販売先、主な樹種、数量等」に加え、生産地（国）及び加工場の情報（チップやペレットに加工される工場の名称）を記載すべきである。 これは経産省がこれまで求めてきたトレーサビリティの把握に加え、その情報公開を求めるもので、持続可能性・合法性の確認のために必要な基礎的情報である。 また、 原則としては「カスケード利用」を求めるべきだが、過渡的な措置として、国産材に対して求めている「間伐材かそれ以外か」の情報開示を、輸入木材に対しても求めるべきである。認証材であるか否かに関わらず、「林地残材や製材残材」であるか「主伐材」であるかを明確に記載すべきである。これは電力消費側及び賦課金を支払っている消費者の知る権利・選ぶ権利を保障することにつながる。 意見２：認証制度の扱い GGLとSBPに対しては、海外の環境NGOから多くの批判を浴びている。これらは森林の持続可能な管理を認証する制度ではなく、「管理木材（コントロールウッド）を含む森林認証制度を利用した制度」や「丸太を残渣として認証可能な制度」であり、FSCのような実際の森林管理の現場審査を伴う厳しい基準の適用を義務としていない。FSCやPEFCの管理木材（コントロールウッド）を森林管理（FM）認証材と同等に扱うことは極めて不適切であり、FSC側もそれを認めていない。さらに、FSCが持っている苦情申立てシステムと第三者認定機関ASI（Assurance Services International）による監査システムを、PEFC、GGL、SBPは持ち合わせていない。これは持続可能性に関する国際的な自主基準の信頼性を保証するために不可欠な仕組みである。 従ってFIT/FIPバイオマスにおいて、GGLやSBPの取得をもって森林認証材と同等に持続可能性が確認された木材とすることは不適切である。 参考情報：SBP「持続可能なバイオマスプログラム：持続不可能なものを認証する」 GGL「グリーンゴールドラベル：丸太を「残渣・廃棄物」として認定できる、不透明なバイオマス認証制度」（英語） 意見３：森林認証に依存することの限界 森林認証（FSC/PEFC）のFM認証材であったとしても、生産国の森林管理のあり方や認証機関の質にはばらつきがあり、インドネシアのペレット生産地のように絶滅危惧種が多数生息する保護価値の高い森林であっても認証されている事案が指摘されている（PT.GPL）。ベトナムの木質ペレットがFSC認証を取り消された件に代表されるように、事後的に認証が取り消される例もある。 従って森林認証だけに依存してFIT/FIPバイオマス発電の対象となる木材の持続可能性・合法性の確認することは不適切かつ不十分である。賦課金を負担している消費者の納得を得るためにも、より透明性を高めるための情報公開及び、第三者からの苦情申し立てを受け付け対処する制度を早急に設けるべきである。認証の有無にかかわらず、苦情が出た場合には一度認定を保留するなどの措置を設け、より確実に生産地における持続可能性が担保されることを目指す必要がある。 意見４：原生林に限らず天然林由来の燃料を回避すること バイオマス持続可能性WGでは「原生林」に偏った議論が展開されているが、「原生林が植林地に転換される場合など、土地利用変化はないが、木質バイオマスが収穫された後で炭素ストックの回復に長期間を要するリスクの排除を図るべきではないか」という点は、森林・土地利用の観点から誤りである。 SBTなど最新の科学的知見における考え方は、原生林（天然林）が植林地に転換される場合は「土地利用変化」であり「森林減少」とみなす。原生林に限らず天然林を植林に転換することにより「森林減少」が進み、炭素ストック、生物多様性、土壌保全、水質保全、災害防止、地域社会との共存などあらゆる面において森林（天然林）が生み出してきた公益的機能が損なわれることを正しく認識すべきである。 またWGでも議論された通り、「原生林」には国際的に統一された定義がなく日本では林野庁も原生林を定義していない。例えばカナダにおける原生林は「樹齢に限らず過去に工業的な伐採の影響を受けていない森林」であるが、日本での一般的な原生林のイメージは樹齢が数百年以上の「老齢林」に近い。 定義のない状態のまま「原生林」であるか否かをFIT/FIPにおける持続可能性の議論の対象とすべきではない。 原生林に限らず天然林を伐採し植林地に転換することは不可逆的かつ深刻な環境・社会影響がある。特に海外における森林減少は実態の把握が困難であることを鑑み、輸入燃料に関してはFIT/FIPでの支援対象から森林減少の可能性のある「天然林を伐採して生産された燃料」を外すべきである。 意見5：カスケード利用の義務付け 元来、FIT/FIPにおいては製材残材や林地残材などの「残材」をエネルギー利用することが想定されていた。農産物由来の燃料においても「主産物」の利用を回避すべきという議論がWGでは存在した。林産物においても資源の効率的利用の観点から、エネルギー利用はカスケード利用の最終段階と位置付けるべきである。林野庁の「木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A」においても、「森林資源を有効活用するためには、「カスケード利用」、すなわち、柱などの建 築資材や紙など、製品として価値の高い順に利用し、最終的に燃焼させエネルギー利用 するといった、多段階な利用を行うことが重要となります。」との記載（p2）がある。 また国連の責任投資原則（PRI）によるEU向けバイオマスポリシーレポートに明記されているとおり、カスケード利用の最上位は「森林」そのものであることを改めて認識すべきであり、再エネと位置付けられるFIT/FIPバイオマス発電が森林の減少と劣化に寄与しないことを確実にすべきである。 その一環として、今般の林野庁ガイドライン改訂にはカスケード利用の原則を含むこととし、原則的に製材残材、建築廃材等の廃棄物を優先し、間伐材を利用する場合には他の用途に活用できないことの理由を説明させ、主伐材は対象外とすべきである。
25	本件は「提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。」と記載されている。今後の議論にあたっては、林野庁や座長一任や、現在のバイオマス持続可能性WGのメンバーだけではなく、環境の専門家でありかつ第三者性を有する環境団体からも正式メンバーを加えて進めるべきである。具体的にはバイオマス産業社会ネットワークや、プランテーション・ウォッチ、ウータン・森と生活を考える会、地球・人間環境フォーラムなどこれまで特に輸入木質バイオマスの課題を指摘してきた団体などのメンバーを議論に加えるべきである。 さらに、現在のＷＧには業界の利益を代弁するコンサルタントに所属するメンバーが加わっており、現在の議論の体制そのものに偏りがあると言わざるを得ず、この体制自体を見直す必要がある。
26	ガイドラインの前提について 意見内容：FIT/FIP制度により促進されるバイオマス発電において、「天然林の減少・劣化および人権侵害に寄与しないこと」、すなわち「天然林より生産された木質ペレットをFIT/FIPの対象にしないこと」をガイドラインの趣旨として明記いただきたい。 理由：現在COP26でのグラスゴー・リーダーズ宣言やCOP28での決定（注1）において、「2030年までに森林減少と劣化を食い止める」ことが明記されており、賛同している日本もその決定に沿った政策を設ける必要があるため。 また、FIT/FIP制度に基づき、日本国民から徴収している賦課金により支援されているバイオマス発電が、現在、北米やインドネシアなどの木質ペレットの生産国における、生物多様性や先住民族および地域コミュニティにとって生活に欠かすことができない天然林の伐採圧力（注2）になり、なおも推進されていることは問題であり、改善すべきである。 例えば、日本において木質ペレットの輸入量が2番目に多いカナダでは、British Colombia州の貴重な原生林が皆伐され、木質ペレットとなっている事例がNGOより報告されている。そして、その木質ペレットを生産・加工しているDrax社は2027年にカナダ産ペレットのイギリスへの供給中止（注3）を明言したことから、それらがすべて日本に輸入される可能性があり、憂慮している。 また、インドネシア産の木質ペレットの輸入量がここ数年で急激増加している日本は、インドネシアの天然林を含めた森林の伐採圧力に加担していることになる。政策やこのようなガイドラインにて森林減少・劣化を食い止めるという方針を実践に移すことができる道筋を示す必要がある。 該当箇所：証明ガイドライン 1.趣旨 2パラ 「木質バイオマスについては、間伐材等から大量に発生する一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。」 意見内容：バイオマスのカスケード利用の原則をガイドラインの趣旨などに記載いただきたい。 理由：既存の木材利用との競合の可能性に配慮するだけでは、森林減少・劣化を食い止めるという方針を守るためには弱い文言であるため。 たとえば、インドネシアでは紙・パルプ用の産業造林ではなく、エネルギー用産業造林の拡大を推進しており、天然林を単一の人工造林に転換している。このような傾向は木材を含む多様な森林利用がすべて木質ペレットに転換してしまうことを示唆し、バイオマスのカスケード利用に基づいた木材の商業利用とは矛盾する。 該当箇所：バイオマス合法性・持続可能性ガイドライン 2.定義（2）持続可能性 意見内容：持続可能性の定義を求める。 理由：「合法性」と「持続可能性」は異なり、カッコを用いた表記は誤りであり、また事業者の誤認を招く可能性があるため。 森林減少・劣化を食い止めることを求める国際的な流れの中でも、「持続可能性」の定義が重要である。 該当箇所：バイオマス証明書の記載事項に関する規定の整備 意見内容：輸入木質バイオマスについて、ペレットの原料である木材の伐採箇所に関する情報を開示するように求めていただきたい。 理由： （1） 輸入木質バイオマスについても由来証明を行うことで、天然林由来の木質ペレットの輸入を防ぐきっかけとなり、森林減少・劣化を食い止める方針に整合した仕組みづくりに貢献すると考えるため。 （2） 現在、国内の間伐材などによるバイオマス製品においては、伐採箇所を明記するように指定しているが、輸入木質バイオマスにおいては規定がないため。 国内の林業の活性化も目指し、FIT/FIP制度の対象としてバイオマスを含めているはずだが、このような要件の違いは輸入木質バイオマスの優遇につながる可能性があり、上記の目的に沿った要件ではないと考える。 該当箇所：輸入木質バイオマス持続可能性（合法性）の証明方法に関する規定の整備 （1）森林認証制度に基づく証明を行う場合は、次の認証制度で認められた木材である旨を示す書類の写しを添付する 意見内容(1)： a, 天然林の減少・劣化を防ぐという観点から認証だけでは不十分であるため、前述の伐採元の情報開示などと組み合わせるべきである。 b, 現在、森林認証材を一部だけ使い、その他大部分は非認証材であるのにもかかわらず、「認証材」と称して木質ペレットを販売するなど、不適切な対応が横行している。このような木質ペレットは持続可能性が担保された「認証材」として認められないことを明記すべきである。 理由(1)： a, 認証制度の信頼性は、制度・国・地域により異なり、必ずしも天然林の減少・劣化を防ぐことや持続可能性を担保しないため。 b, 近年ベトナム産の木質ペレットにおいては、FSC認証の偽称問題が発覚し、大量の非認証材があたかも「認証材」として扱われていた事実が露呈した。本来、「認証製品」は100%認証材、またはラベル使用要件である70%以上が認証材であることが望ましいが、現在、1%のみ認証材で99%は非認証材で構成された木質ペレットが流通しているのが現状である。「認証材」の大部分の材が森林減少・劣化の原因になっている可能性は否定できず、持続可能性が担保されていない。したがって、発電事業者の責任において、適切なトレーサビリティの確認および情報開示を義務付けるべきである。 意見内容(2)：バイオマス発電所を運営している企業に対して、由来証明を含めたトレーサビリティの確保を徹底するような文言の追加をしていただきたい。 理由(2)：現在森林認証、団体認定、独自の取り組みのいずれかにより、持続可能性（合法性）を担保できるとしているが、いずれの方法も持続可能性を担保する制度としては欠陥があるため。 持続可能性を担保するためには、バイオマス燃料の燃料となる木材の伐採元を示すか由来証明を徹底するとともに、認証に加えた発電事業者へのトレーサビリティの確保と情報開示をガイドラインに記載すべきである。 該当箇所：個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合は、持続可能性（合法性）に関する？（中略）？を証明書に記載する。当該証明書の発行に際しては、確認内容について第三者の監査を受け、その旨を公表することとする。 意見内容： （1）「個別企業等の独自の取組」だけでは内容が企業に任されており、持続可能性を担保するには十分ではない。どのような取組が十分とされるのか、何を確認すべきなのか、具体的にガイドライン上に明記すべきである。 （2）「第三者の監査を受けたこと」のみを公開するのではなく、何をもって持続可能性を確認したのか、その根拠を公開すべきである。 （3）情報公開の履行を確認するための体制を確立するべき。また、第三者がこうした情報にアクセスすることを容易とするため、経済産業省のFIT認定の事業リストに公開場所を記すなど、制度の実効性を担保すべきである。 理由： (1)および(2)「個別企業等の独自の取組」だけでは企業の自己申告であり、持続可能性は担保されないため。 「第三者の監査」も業界団体による監査など、甘いものになりかねない。どのような取組が求められるのか具体的に書かない限り、公正な制度運用における大きな抜け穴になりかねない。 (3) 事業者がどこに情報を公開しているのか定かではなく、情報公開の履行の確認ができないため。 例えば、発電事業者のホームページが存在しない場合や、発電事業者が複数の企業による合同会社である場合には代表となる企業のホームページ上で公開されていたりと、第三者による確認が困難であり、情報公開の意味を為さない上に、経済産業省が情報公開の履行状況を確認できているのかも不明である。 また、現在定められている公開すべき情報（第三者認証スキームの名称、使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号）が一箇所に公開されているとは限らず、全ての情報が公開されているか把握が難しい。一部の情報しか公開されていない事業者が多数ある。このような状況を把握しながらも長らく改善されないことは、ガイドラインの不遵守を国が容認しているに等しく、ガイドラインの実効性が問われることになる。 該当箇所：(2) 個別企業等の独自の取組により？（後略）？・温室効果ガス等の排出・汚染削減 意見内容： （1）バイオマス発電事業者にて国内および輸入木質バイオマスにおける生産、加工、輸送、燃焼におけるGHGの算定を求めるべきである。 （2）ライフサイクルGHGの算定結果は、その根拠とともに第三者が検証可能なように公開すべきである。 理由： （1）現在、燃焼段階におけるGHGの算定はされていないが、実際は燃焼段階でGHGは発生しているため。 燃焼段階でのGHGのカウントを行わなくてもよいとする理由として、燃料生産による森林減少・劣化による炭素貯蔵減少がカウントされていれば二重計上になるからであるという説明があるが、現在はどちらもカウントされていない。また、燃焼段階でのGHGのカウントの方が、より容易である。 （2）パブリックレビューを可能にすべきため。 最後に、今回提示いただいた改正案の概要は、曖昧であり、具体性に欠ける。原案そのものを再度、パブリックコメントにかけていただきたい。 --- 注： 1: UNFCCC (2023). Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement on its fifth session, held in the United Arab Emirates from 30 November to 13 December 2023. パラグラフ33 https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2023_16a01E.pdf 2: Biomass Action Network (2025). The Human Rights Impacts of Large-scale ‘Modern’ Biomass Energy. https://environmentalpaper.org/wp-content/uploads/2025/05/BAN-Submission-to-UN-Special-Rapporteur-on-Human-Rights-and-Climate-Change-.docx.pdf FoE Japan (2025). INDONESIA’S REMAINING FOREST. https://foejapan.org/wpcms/wp-content/uploads/2025/10/251017_FWI_Webinar_slides01.pdf 3: The Guardian (2026). Drax to stop burning controversial Canadian wood within next year. https://www.theguardian.com/environment/2026/feb/26/drax-power-plant-to-stop-burning-controversial-canadian-wood-within-next-year
27	以下の箇所について --- ○輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明方法に関する規定の整備 （１）森林認証制度に基づく証明を行う場合は、次の認証制度で認められた木材である旨を示す書類の写しを添付する。 --- ここで、GGLとSBPが入っているが、GGLとSBPは森林管理が持続可能に行われているかを、現場を見て認証している制度ではない。つまり、「森林認証制度」ではないと、国内外の環境団体から指摘されています。 SBPでは、ペレット工場が、最低限のリスク評価しかされていない「管理木材」などを原料としてしようしていても、「持続可能である」と見なしています。 https://bioenergyinfo.jp/topics/260106sbpcolumn_3/ GGLは欧州においては、「廃棄物や残材を使っている」との事業者が主張すれば、ペレット工場の監査をせずに、GGL認証が与えられているようです。 https://www.biofuelwatch.org.uk/2025/green-gold-label-report/ このような、GGLとSBPは、除外するべきでしょう。

28	下記の箇所について --- ○輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明方法に関する規定の整備 （２）個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合は、持続可能性（合法性）に関する以下の項目について自らが確認を行ったことを証明書に記載する。当該証明書の発行に際しては、確認内容について第三者の監査を受け、その旨を公表することとする。 ・土地利用への配慮 ・温室効果ガス等の排出・汚染削減 ・生物多様性の保全 ・土地使用権の確保 ・児童労働・強制労働の排除 ・業務上の健康安全の確保 ・労働者の団結権及び団体交渉権の確保 ・法令遵守（日本国内以外） ・サプライチェーン上の分別管理の担保 --- この箇条書きの項目は曖昧過ぎます。 2025年度のバイオマス持続可能性ワーキンググループで議論されていたことが、ほとんど無視されているのではないでしょうか？　「輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目・参考基準」として、以下のようなことが整理されていたと思いますが、せめてこれぐらいの粒度の要件を明記するべきです。 --- ●環境（原生林等の保護）について - 炭素ストックや生物多様性への影響に留意し、原則として、森林が他用途に転換されないこと、及び一定時期以降に原生林又は保護価値の高い土地が植林地に転換されないこと。 ●環境（土壌の保護）について - 土壌の過剰な浸食や流出を回避し、土壌の質や環境的な価値を保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとすること。 ●環境（温室効果ガス等の排出・汚染削減）について 中長期的な炭素ストックの減少や森林施業等に伴う温室効果ガス等の排出、水質等への影響を回避・管理するための計画が策定され、実施されるものとすること。 ●環境（生物多様性の保全）について 希少種や絶滅危惧種の生息地など高い保護価値を有する地域を特定し、これらを保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとすること。 --- また、要件があいまいであるために、事業者にとって手間が掛かることになり、「（1）森林認証制度に基づく証明」に流れる動機になると思われます。しかし、（1）で認められている認証制度には、GGLやSBPが含まれていますが、GGLとSBPは森林管理が持続可能に行われているかを、現場を見て認証している制度ではない（つまり、「森林認証制度」ではない）と、批判されています。PEFCも相互認証なので、国や地域によっては、原生林を伐採しても認証している制度も入ってきます（カナダのSFIなど）。「FSCのFM及びCoCの両方だけ」に限定するべきでしょう。	
29	下記の箇所について --- ○輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の証明方法に関する規定の整備 （２）個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合は、持続可能性（合法性）に関する以下の項目について自らが確認を行ったことを証明書に記載する。 当該証明書の発行に際しては、確認内容について第三者の監査を受け、その旨を公表することとする。 --- ここで、「（製材端材や残材であっても）原生林や天然林由来のバイオマスでないこと」とするべきです。 また、アメリカ南東部のペレット工場では、過去十年間で1万件以上の環境法違反が明らかになっています。事業者には、ペレット工場の特定と開示、その工場で、環境法違反が起きていないことの確認を求めるべきです。また、これは、「(1)森林認証制度に基づく証明を行う場合」でも同様です。 ペレット工場の特定・開示と、違反が無いことの確認・デューデリジェンスは、アメリカのNGOらが出した経済産業省宛のレターでも要請されています。 「違法行為と地域住民の健康への影響を伴うペレット工場からの木質バイオマスに関する透明性と規制の要請」 https://mightyearth.org/article/us-japanese-groups-call-for-transparency-on-wood-pellet-imports/ 【プレスリリース】天然林破壊と大気汚染・健康被害を許容しない再エネ政策に向けて ？FIT／FIPの「輸入木質バイオマス発電」ガイドライン改正に際して、 国内外11の環境団体が、経済産業省・農林水産省に抜本的対策を要請 https://bioenergyinfo.jp/news/260306ngoletter_biomass/	
30	【調達価格等算定委員会への報告（案）　についての意見】 バイオマス発電に関する持続可能性基準の見直し案について、以下の点から改善を求めます。 第一に、輸入木材については天然林からの伐採を認めるべきではありません。天然林の破壊は炭素吸収源の喪失や生物多様性の劣化を招き、気候変動対策の観点からも大きな問題があります。バイオマス発電が自然破壊を助長することがあってはならず、天然林由来の木材を排除する明確な基準が必要です。 第二に、現行の持続可能性基準は国際的に見ても不十分であり、欧州で採用されている厳格な基準に倣うべきです。特に、炭素回収期間や森林劣化の評価、生物多様性保護に関する要件は、EUの基準と比較して緩く、実効性に欠けています。日本の制度が国際的な信頼を得るためにも、科学的根拠に基づいた厳格な基準設定が不可欠です。 第三に、国内では人手不足などの理由により利用されずに余っている木材が多く存在します。これらの未利用材を優先的に活用することで、地域林業の活性化や森林整備の促進にもつながります。輸入材に依存する前に、国内資源の有効活用を制度として明確に位置づけるべきです。 第四に、廃棄物系バイオマスの優先利用を強化する必要があります。剪定枝、建設廃材、食品廃棄物、家畜排せつ物などは、追加的な森林伐採を伴わず、環境負荷の低い資源です。これらの利用を促進することは、循環型社会の形成にも寄与します。 以上の点から、持続可能性を名実ともに確保するためには、天然林由来の輸入木材の排除、欧州並みの厳格な基準の導入、国内未利用材の活用、廃棄物系バイオマスの優先利用を制度として明確に位置づけることが必要だと考えます。 【残された論点について　についての意見】 本案では、SBP、FSC、PEFC、GGLなどの第三者認証を取得していれば、輸入木質バイオマスの持続可能性が証明されたものとして扱う方針が示されています。しかし、第三者認証は万能ではなく、特にSBPは木質ペレット業界が主導して設計した制度であり、天然林の皆伐を伴う土地利用変化や炭素負債の評価が十分ではないと国際的に指摘されています。欧州の環境団体からも、森林破壊を見えにくくする仕組みであるとの批判が強く、認証のみをもって持続可能性が担保されるとみなすことには大きな懸念があります。 また、資料でも示されているように、原生林や高い保護価値を持つ森林の農園化や植林地への転換は、生物多様性と炭素ストックの両面で重大な影響を及ぼします。これらの森林は一度失われれば回復に長い年月を要するため、例外を設けず、これ以上天然林を切り開いて農園を造成しないことを明確に規定すべきです。 さらに、供給国における労働環境についても、児童労働や不当な労働条件、低賃金、社会保障の不足などが国際的に問題視されています。認証制度は書類上の確認に偏りがちであり、現場の実態が改善されないまま認証済みとされる事例も報告されています。したがって、児童労働と強制労働の排除、適切な報酬、安全衛生と福利厚生の確保を形式的な確認にとどめず、実地調査や第三者監査を強化するなど、実効性のある仕組みを整備する必要があります。 以上の理由から、第三者認証への過度な依存を避け、天然林の保護と労働環境の改善を確実に担保できる、より厳格で実効性のある持続可能性基準を構築することを求めます。	